

事業者指導について

1 特定商取引法

〔行政指導等の実績〕

(単位：件)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
行政処分	2	1	1	1	0	0
行政指導	26 (8)	12 (3)	12 (1)	6 (2)	10 (2)	2 (0)

※カッコ内は、行政処分・行政指導のうち他都県と合同で実施した件数

〔他機関との連携〕

- ①北関東四県悪質事業者対策会議（年2回開催）
茨城，群馬，栃木，埼玉の4県による情報交換及び合同調査・処分等を実施
- ②消費者取引情報連絡会（関東経済産業局主催）
関東甲信越静地区各都県の消費者行政担当課及び警察本部等との情報交換を実施

2 景品表示法

〔行政指導等の実績〕

(単位：件)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
措置命令 (H26 までは指示)	2	0	0	0	0	0
指 導 (H26 までは注意)	7	23	4	1	5	13

〔他機関等との連携〕

- ①生活衛生課（食の安全対策室）との連携
食品表示について、偽装表示などの情報を生活衛生課（食品表示法等を所管）と共有し、合同調査などを実施
- ②茨城県食品表示監視協議会（関東農政局茨城支局主催：年2回開催）
食品表示に係る関係機関との情報交換を実施
<構成員> 生活衛生課，薬務課，県消費生活センター，県警生活環境課，
関東農政局茨城支局 など
- ③景品表示法ブロック会議（年2回開催）
関東甲信越地区の1都9県及び新潟市の景品表示法担当課及び消費者庁表示対策課において、調査・指導に係る情報交換を実施